

## 令和3年度 人権標語の募集について

一人ひとりにとっての「人権」とは何なのか、またその大切さについて考える機会として、今年度も人権標語を下記のとおり募集します。

1. 趣 旨 人権尊重の意識が、一人ひとりの日常生活の中に定着することを目指す。
2. 主 催 舞鶴市、まいづる人権啓発市民会議
3. 応募内容 身近な生活の中で感じる、人権の大切さや、差別のない人権尊重の社会づくりの願いを訴えるもの。
4. 応募点数 応募点数は1人2作品まで
5. 応募資格 舞鶴市民及び市内に通学・通勤する人
6. 応募方法 応募用紙をご利用いただき、直接又は郵便・FAXで応募ください。応募用紙が利用できない場合は、はがき・郵便等に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し応募。  
※応募用紙は舞鶴市のホームページ（7月1日オープン）からダウンロードできます。
7. 募集期間 令和3年7月1日（木）から 9月9日（木）まで
8. その他 (ア)応募作品は返却しません。  
(イ)応募作品の著作権は主催者に帰属するものとします。  
(ウ)応募作品は未発表のもので、他に応募していないものに限りです。
9. 応募先 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地 舞鶴市人権啓発推進課  
TEL：0773-66-1022（直通）/FAX：0773-62-9891
10. 審査等 (1)審査は主催者において行う。  
(2)入賞作品は「広報まいづる」や市ホームページで発表する（氏名及び学校・学年あるいは住所〔町・字名〕）。人権週間に期間中、並びに「人権のつどい」で展示を行うほか、各種啓発資料・啓発グッズ等に活用する。  
(3)入賞者には、賞状と記念品を贈る。